

地域密着型施設の指定更新について

○指定期間（6 年）が満了するため指定を更新する事業所

No	事業所名	サービス種類	指定期間	所在地	施設概要
①	有限会社サラサホーム	（介護予防）認知症 対応型共同生活介護 （グループホーム）	令和 8 年 8 月 16 日～ 令和 14 年 8 月 15 日	手賀野 403-5	定員 18 名 2 ユニット
②	有限会社ケア・コス モスグループホームほのぼの	（介護予防）認知症 対応型共同生活介護 （グループホーム）	令和 8 年 12 月 10 日～ 令和 14 年 12 月 9 日	千旦林 2111-2	定員 9 名 1 ユニット

<根拠法令>

介護保険法（平成九年十二月十七日法律第百二十三号）

（指定地域密着型サービス事業者の指定）

第七十八条の二

7 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を行おうとするとき又は前項第四号の規定により同条第一項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

① 有限会社サラサホーム

② 有限会社ケア・コスモスグループホームほのぼの

サービス内容と指定基準

サービス種別	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
利用定員	1ユニット 5人以上9人以下（1事業所 3ユニットまで）
サービス内容	比較的安定した状態にある認知症の要介護者等が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境での生活を継続できるよう目指します。入浴、食事、排泄等日常生活の世話及び機能訓練を共同生活の中で行います。利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものです。
職員基準	・管理者：常勤専従（管理上支障のない場合は、他の事業所、施設等の職務との兼務可、認知症対応型サービス事業者管理者研修、実践者研修の受講者） ・計画作成担当者（介護支援専門員資格者・実践者研修受講、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の受講者 2ユニットまでケアマネ資格1人で可） ・介護職員（夜間以外：入居者3人に対し1人、夜間1人以上）
設備の基準	居室（床面積 7.43 m ² 以上 <4.5畳以上 >） 1居室 1人、居間、食堂、台所を共同生活住居ごとに設置
運営内容	・認知症対応型共同生活介護計画の作成 ・サービスの提供の記録 ・地域連携として運営推進会議の設置が必要（利用者、地域住民の代表者<代表者は町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者等>、市町村職員等

事業所実地指導 報告書

【実施の目的等】

- ・介護保険法第 23 条に基づき、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的として実施。
実地指導計画に基づく定期的な指導の一環として実地指導を行った。

① 有限会社サラサホーム

実施日時：令和 7 年 3 月 13 日（木）実施
→概ね適正な運営が確認された

《現地（口頭）指摘事項》

- ・重要事項説明書に第三者評価の実施状況を追加すること。
- ・事故報告書は作ってあるが、市に報告が来てないものがある。重篤なものでもなくとも、医師の処置を受けたものについては市へ報告すること。

② 有限会社ケア・コスモスグループホームほのぼの

実施日時：平成 29 年 2 月 23 日（木）実施
→概ね適正な運営が確認された

《現地（口頭）指摘事項》

- ・理念がパンフレットに書かれていないのでプリントしたものを挟むこと。今後パンフレット作成時には理念を書き加える。重要事項をファイリングして掲示すること。
- ・運営推進会議の議事録はファイリングして玄関に掲示すること。
- ・外部評価を玄関に掲示すること。

※有限会社ケア・コスモスグループホームほのぼのは令和 4 年 6 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日まで事業を休止していた。令和 8 年 1 月 26 日（月）に再開に関する現地確認を行い、問題がないことを確認して令和 8 年 2 月 1 日から事業を再開した。